

事業主 殿

堺労働基準協会

令和6年度 製造業 職長等安全衛生教育
建設業 職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
事業者は 労働安全衛生法第60条、同規則第40条第3項の規定により、**新たに職務に就くことになった職長または労働者を直接指導、監督する者（作業主任者は除く）**に対して、安全衛生教育を実施するよう義務付けられています。
また、建設業については、建設業の職長・安全衛生責任者カリキュラム(基発第178号通達(H13.03.27付))により特別の科目(2時間相当)の実施が義務付けられています。
つきましては、標記の教育を開催いたしますので、是非受講されますようご案内いたします。

記

- | | | |
|-------|--------------------------|---|
| 1. 日時 | 第1回 令和6年5月8日(水)～9日(木) | 毎回（受付開始は30分前より）
1日目 8:50～16:10
（職長・安全衛生責任者教育は18:30まで）
2日目 9:00～16:30 |
| | 第2回 令和6年7月23日(火)～24日(水) | |
| | 第3回 令和6年9月3日(火)～4日(水) | |
| | 第4回 令和6年11月11日(月)～12日(火) | |
| | 第5回 令和7年2月4日(火)～5日(水) | |
2. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3-4-11(旧大和産業ビル2階)
3. 教育科目 作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法 2時間
 指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 2時間30分
 危険・有害性の調査・措置、設備・作業等の改善の方法 4時間
 異常時・災害発生時の措置 1時間30分
 作業設備・作業場所の保守管理の方法、 2時間
 労働災害防止についての関心の保持、創意工夫を引き出す方法
- ※ 建設業 職長・安全衛生責任者教育受講者は、上記以外に次の科目の受講が必要です。
- ①安全衛生責任者の職務等 1時間
 ②統括安全衛生管理の進め方 1時間
4. 講習料 製造業 職長等安全衛生教育：
 会員 1名 14,900円(受講料 13,497円(非課税)、テキスト代・補助資料 1,403円(税込)
 会員外 1名 16,800円(受講料 15,397円(非課税)、テキスト代・補助資料 1,403円(税込)
 建設業 職長・安全衛生責任者教育：
 会員 1名 17,700円(受講料 15,527円(非課税)、テキスト代・補助資料 2,173円(税込)
 会員外 1名 20,000円(受講料 17,827円(非課税)、テキスト代・補助資料 2,173円(税込))
5. 定員 30名（定員になり次第締め切ります）
6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて堺労働基準協会まで持参して下さい。(ファックス可)
 ＊協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ事前連絡願います。
 (銀行振込の場合)
 ①振込先:三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
 ②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
 ③申込後1週間以内に受講料全額を振込み下さい。
 振込なき場合はキャンセルとします。振込確認後、受講票、テキストを着払で送付します。
7. 申込期日 受講日の2週間前まで
8. その他 ＊申込み以降キャンセル、当日欠席されても受講料は返金いたしません。
 ＊受講票、テキスト・補助資料、筆記用具を受講時、持参して下さい。
 ＊駐車場はありません。公共交通機関を利用して下さい。
 ＊昼食は各自で済ませて下さい。
 ＊全講習時間を受講された方に修了証を交付いたします。
 ＊受講者の講習期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
 ＊問合せは堺労働基準協会(TEL 072-233-5396)へ連絡下さい。